

広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として
廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃幼児用補助装置、廃衣類等を
追加することに対する意見の募集について（結果）

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法

インターネットによるホームページの閲覧、窓口配布

(3) 意見提出期間

平成23年3月15日（火）～平成23年4月15日（金） 32日間

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

(5) 意見提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課基準係

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出数

意見提出方法	件数
FAX	3通
郵送	1通
電子メール	11通
合計	15通

(2) 整理した意見の総数

- ・全体に対する意見 2件
- ・廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃幼児用補助装置に対する意見 0件
- ・廃衣類に対する意見 19件

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

(1) 全体に対する意見

意見概要		件数	頂いた意見に対する考え方
1	公平な競争が担保されるよう、パソコン 3R 推進協会などが中小メーカーのために管理会社となれるようにすべきである。	1	広域認定制度においては、複数企業による団体申請や、複数企業により組織された社団法人による申請を認めています。
2	廃棄物再生事業者（廃衣類等）が広域認定を取得するにあたり、再生処理場への持込については一般貨物としてもらいたい。	1	広域認定制度において、認定を受けた者と、その委託を受けて収集・運搬する者は、当該認定に係る廃棄物の当該認定に係る収集・運搬をする場合は、廃棄物収集運搬業の許可不要とされているため、廃棄物収集運搬許可業者に限定されず、民間の運送事業者等に委託することも可能です。

(2) 廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃幼児用補助装置に対する意見 意見なし

(3) 廃衣類に対する意見

意見概要		件数	頂いた意見に対する考え方
1	業界に混乱を持ちこむこととなる。また、既存のリサイクルシステムそのものを破壊する危険をはらんでいるため、「廃衣類」の一般廃棄物広域認定に反対する。	6	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃衣類等を追加することは見送ります。追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検討してまいります。
2	今回、使用済み一般衣料（廃衣類等）が対象として追加されることにより、製造事業者等が、日本全国から広域的、合法的に回収することが可能になるため、「廃衣類」の一般廃棄物広域認定に賛成する。	3	
3	多くの事業所で一般廃棄物となる天然繊維製の廃棄物も対象となると考えるが、正しいか。 衣類には、手袋、軍手、靴、靴下、帽子なども含まれるのか。	2	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃衣類等を追加することは見送るため、回答を差し控えさせていただきます。
4	廃衣類等の次は、廃カーテン、廃カーペット、廃ふとん、廃毛布などの廃繊維製品についても広域認定の	1	認定の対象の追加については、製造事業者等における取組等の状況、使用済み製品の廃棄・処理等の状況を勘案し、今後、検討してまいります。

	対象となる一廃として追加していただきたい。		
5	一般廃棄物処理に責任を負う自治体や集団回収主体、或いは現実に衣類のリユース・リサイクルの結節点を担っている故繊維事業者などとの「協業」も含め、且つ衣類製造者に止まらず衣類に関係する事業者が関与するスキームが望ましい。	1	今後の廃衣類処理のありかたの参考とさせていただきます。
6	今までの様に焼却され、埋め立てられているよりも、再利用され、世の中へ役立つ事になると思えば、一般消費者もとても満足する取組になると感じます。	2	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃衣類等を追加することは見送りますが、追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検討してまいります。
7	膨大な量の廃衣類等をリサイクルすることは到底不可能であるため、「廃衣類等」を広域認定の一廃として追加することは時期尚早である。	1	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃衣類等を追加することは見送ります。追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検討してまいります。
8	外見上で自社品と他社品の区別が極めて困難である一般衣料品では、実際の回収時に他社品混入が予測され、本来の広域認定制度概念とは相反することにもなりかねないため、「廃衣類」の一般廃棄物広域認定に反対する。	1	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃衣類等を追加することは見送ります。追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検討してまいります。
9	対象繊維製品の追加、排出者と広域認定事業者との契約の簡素化、専ら物と広域認定制度の対象品目との違いの明確化が必要であると考えます。	1	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃衣類等を追加することは見送ります。追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検討してまいります。
10	繊維製品の広域認定は一步前進だが、拡大生産者責任に基づき、小売店舗で回収する場合繊維製品の特性上、例えば、非常に多くの品種や製品の入れ替わりにより、自ら販売した物のみを回収するのは困難である。	1	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃衣類等を追加することは見送りますが、今後の廃衣類処理のありかたの参考とさせていただきます。